

平成19年度定期防衛監察の結果について（概要）

1 監察の対象項目

- (1) 秘密情報等の流出防止
- (2) 入札談合防止

2 監察の視点

- (1) 秘密情報等の流出防止関係
 - ア 機関・部隊等で行われている秘密情報等の流出防止対策の現状把握
 - イ 当該対策の実施に際しての問題点・改善策等
- (2) 入札談合防止関係
 - ア 機関・部隊等で行われている入札談合防止対策の現状把握
 - イ 当該対策の実施に際しての問題点・改善策等

3 監察の実施方法

アンケート及び実地監察により実施

4 監察の対象機関

- (1) 秘密情報等の流出防止関係
 - ア アンケート（回答者数：27,732名）
 - 内部部局、統合幕僚監部、各自衛隊、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、地方防衛局
 - イ 実地監察
 - 特別防衛秘密を有している機関・部隊等を中心に4機関、合計32の部署を対象として、職員との面談及び現場等確認を実施
 - （陸自）中部方面隊、高射学校 （海自）自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部等 （空自）航空総隊司令部、航空支援集団司令部、中部航空方面隊司令部等 （技本）内部部局、航空装備研究所
- (2) 入札談合防止関係
 - ア アンケート（回答者数：1,003名）
 - （陸自）補給統制本部 （海自）幕僚監部、補給本部 （空自）補給本部 （技本）内部部局 （装本）

イ 実地監察

装備品等及び役務について、中央調達を実施している機関・部隊等5機関、合計6つの部署を対象として、職員との面談及び契約関係書類の精査等を実施

(陸自) 補給統制本部 (海自) 幕僚監部、補給本部 (空自) 補給本部 (技本) 内部部局 (装本)

5 監察の結果

(1) 秘密情報等の流出防止関係

法令等違反の事実は見当たらなかった。

内容は、以下のとおり。

ア 職員の意識

秘密情報等の流出防止について高い意識を有している。

イ 法令等の理解度

関係規則類は、複雑で難しいと認識されており、その複雑さに起因した理解不足がみられた。

ウ 情報システムの整備状況

- ・ 私有パソコンは一掃されている。一部において旧式のパソコンが多数存在するも、この状態を解消するための措置を実施中である。
- ・ 部隊が独自に設置した情報システムがあり、知見・技能を有する一部の職員に依存した運営になっているため、その者の異動後の維持管理に不安がある。また、当該システムの運用時点によっては、情報保証訓令等の機能の検証に関係する規定が適用されないため、現行の防衛省の情報システム技術基準を満たしているのか、厳正なチェックがなされているとはいえない。
- ・ 防衛省作成のファイル暗号化ソフトには、技術上の動向に対応して改善すべき点がある。

エ 秘密保全措置等の実施状況

秘密保全及び情報保証関係業務が質・量とも増加している。

オ 人材の配置

部隊等においては、情報保証に知見を有する者が不足しており、計画的な人材を育成して配置する施策が不十分である。

(2) 入札談合防止関係

法令等違反の事実は見当たらなかった。

内容は、以下のとおり。

ア 職員の意識

入札談合防止に対する意識は決して高いとはいえない。

イ 職員の教育

関係法令等の教育が不十分である。

ウ 談合防止、競争拡大に向けた施策の現状

- ・ 一般競争契約を拡大してはいるが、新規参入が拡大したものは少ない。これは、業者側が新規参入に意欲的でないことが主な原因と考えられるが、発注側にも新規参入拡大に向けた取り組みが不足しているなどの問題点が認められる。
- ・ 電子入札や総合評価方式等の新制度について、官民双方の活用意欲の促進に向けた取り組みが不十分である。

エ 不正防止体制

- ・ 装備施設本部におけるチェック体制は、例えば、統括調達官が内部者の立場を有しながら、監査業務を兼務しており、中立性が確保されていないなどの問題がある。
- ・ 業者対応要領が守られていることを確認した。しかし、通達では、不正な働きかけが行われた場合のみ対応内容を記録することとされており、それ以外の場合には対応の内容まで記録する仕組みが設けられていないため、対応状況の詳細を事後に検証することが出来ない。

オ 入札過程・結果の事後的検証体制

- ・ 入札検証システムの周知が不十分である。また、検証要領に示されている分析要素も不十分である。
- ・ なお、監察の過程において検証し、不自然さが認められた入札について装備施設本部に検証を依頼したところ、3件について装備施設本部から公正取引委員会に通報がなされている。

6 その他

(1) 監察結果の取扱い

今回の監察結果については、関係機関に対して、通知済みである。

(2) 今後の予定

今回の監察対象項目については、平成20年度においても更に監察を継続し、必要な改善策は、その成果と併せて検討した上で報告する。